

将来の年金は、保険料を納めることから始まります。

年金を受けるためには、保険料を納めた期間・免除期間などの受給資格期間が一定期間以上必要です。

老齢基礎年金は、保険料の納付実績に応じた金額となります。

例1：40年間（480月）定額納付の場合、年金額は**779,300円**（※平成29年度）

例2：25年間（300月）定額納付の場合、年金額は**487,100円**（※平成29年度）

例3：学生納付特例を2年間受け、追納しないで、保険料を34年間定額納付、4年間は半額免除で納付した場合の年金額は・・・

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{満額} \\ \hline \mathbf{779,300円} \\ \hline (\text{※平成29年度}) \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{学生納付特例期間} + \text{保険料納付期間} + \text{半額免除納付期間}}{480\text{月}(40\text{年})} = \begin{array}{|l|} \hline \text{65歳からの} \\ \hline \text{老齢基礎年金額} \\ \hline \mathbf{720,900円} \\ \hline \end{array}$$

$\frac{24\text{月}(2\text{年}) \times 0 + 408\text{月}(34\text{年}) + 48\text{月}(4\text{年}) \times 6/8}{480\text{月}(40\text{年})}$

保険料を未納のままにしておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金（障害基礎年金、遺族基礎年金）も受けられない場合があります。保険料の納付に困ったときは、免除等についてご相談ください。

保険料免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主のそれぞれの前年所得が一定以下の場合、申請して認められると前年の所得に応じ保険料の全額または一部（1/4、半額、3/4）が免除になります。
保険料納付猶予制度	50歳未満の方で申請者本人・その配偶者の前年の所得が一定以下の場合、申請して認められると保険料を後払いできます。
学生納付特例制度	学生の方で、本人の所得が一定以下の場合、申請して認められると在学期間中の保険料を後払いできます。
退職(失業)による特例免除制度	申請者本人・その配偶者・世帯主の中に、退職（失業）した人がいる場合、その退職（失業）した人の所得を除外して審査が行われる免除です。

『納付』と『免除』等と『未納』は下表のように違います！

	納付	1/4免除 (3/4納付)	半額免除 (半額納付)	3/4免除 (1/4納付)	全額免除	保険料納付 猶予・学生 納付特例	未納
平成29年度納付額 (月額)	16,490円	12,370円	8,250円	4,120円	—	—	—
平成29年度免除 (猶予)額(月額)	—	4,120円	8,240円	12,370円	16,490円	16,490円	—
受給資格期間に 算入	○ されます	△ 指定された金額を納付していれば		○ されます	○ されます	○ されます	× されません
老齢基礎年金額に 反映される割合 (平成21年4月以降)	$\frac{8}{8}$	$\frac{7}{8}$	$\frac{6}{8}$	$\frac{5}{8}$	$\frac{4}{8}$	反映され ません	反映され ません

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話：0162-32-1941

役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115(内線166)、告知端末機：5-8813